

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年条例第七十九号）新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第四条まで（現行のとおり）				第一条から第四条まで（略）			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収時期	事務	名称	額	徴収時期
一（現行のとおり）	（現行のとおり）	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1（現行のとおり） 2 法第五条第一項第二号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるよう設計したものをいう。以下この項、二の項及び十六の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二	（現行のとおり）	一（略）	（略）	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1（略） 2 法第五条第一項第二号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるよう設計したものをいう。二の項及び十六の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	（略）

<p>二から四まで (現行のとおり) おり 五 (現行のとおり)</p>	<p>(現行のとおり) (現行のとおり)</p>	<p>年法律第百四十九号)第三十七條の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円) (1)から(10)まで (現行のとおり) 3 (現行のとおり) (現行のとおり) 一の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額 (法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七條の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百</p>	<p>(現行のとおり) (現行のとおり)</p>	<p>二から四まで (略) 五 (略)</p>	<p>(略) (略)</p>	<p>(1)から(10)まで (略) 3 (略) (略) 一の項に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額 (法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九号) 第三十七條の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七條の技術上の基準に適合していると認められたも</p>	<p>(略) (略)</p>
--	------------------------------	---	------------------------------	---------------------------------	--------------------	--	--------------------

六から二十まで のとおり)	(現行の とおり)	甲) (現行のとおり)	(現行の とおり)
------------------	--------------	----------------	--------------

六から二十 で (略)	(略)	の完成検査にあつては、六 千百円) (略)	(略)
----------------	-----	-----------------------------	-----